

税務キャッチ・アップ

地方税関係

社会福祉と個人住民税

1 はじめに

平成27年以降公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合で、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるとき、所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がなくとも住民税の申告が必要なき以外のケースは、確定申告が必要ないとされている。

しかし、年金所得者は、社会福祉の施策による行政サービスを受けることが多い。行政サービスの提供を受ける基準には、住民税の所得金額が含まれる。そこで、社会福祉にかかわる個人住民税の仕組みについて確認してみる。

2 所得制限

行政では、高齢者支援、障害者支援、ひとり親家庭・女性支援、生活保護などさまざまな福祉政策を実施している。福祉サービスは、所得制限が設けられており、個人住民税の非課税、一定額の所得割の範囲内という所得の条件をクリアすることにより受給できる。例えば、障害者支援の利用者負担額については、生活保護受給世帯、市区町村課税世帯のうち一定額の所得割未満、それ以外の世帯に区分され、負担上限月額に差がある。また、児童手当、特別児童扶養手当、障害児童手当などの制度にも、所得制限があり、法令で定める所得額以上であるときは受給できない。

所得制限の対象となる所得額

の範囲は制度ごとに若干異なる。住民税の課税所得の対象となる金額から、法令で規定された所得控除額を控除した金額が、判定対象の所得額となる。

本来、住民税の課税対象となる所得額は、所得税の課税対象となる所得額と内容は同じである。平成29年度税制改正により、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式で個人の住民税を課することができるようになった。自治体では、上場株式等の配当について簡便な方法により、申告不要も選択できるような措置も講じてきている。つまり、所得税と住民税では、課税対象となる所得額が異なることがおきてくる。このことも、国民健康保険料の算定、所得制限の対象となる所得額の算定にも影響が出てくる要素である。

3 個人住民税の非課税等の範囲

① 所得割及び均等割の非課税 (地法24の5①③, 295①③)

次のいずれかに該当する者は、住民税の均等割及び所得割を課されない。

イ 生活保護法による生活扶助を受けている者

ロ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（前年の合計所得金額が125万円以下に限る。）

ハ 地方税法の施行地に住所を有する者で均等割のみ課すべきもののうち、前年の合計所得金額が当該市区町村の条例で定める金額以下の者

② 所得割の非課税（地法附則

3の3①④）【①に該当しない者】

所得割を課すべき者のうち、その前年の課税標準の合計額が次の算式で計算した金額以下のものは、所得割を課されない(均等割のみ課される。)

算式 $35\text{万円} \times (\text{その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 32\text{万円}$ ^(注)

(注) 控除対象配偶者（平成31年度以降、同一生計配偶者という。）又は扶養親族を有する場合加算する。

4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

確定申告を行わない年金受給者であっても、年金事務所から提出が求められる公的年金等の受給者の扶養控除等申告書の内容について、記入がもれていないか、提出前に確認すべきである。

本人の障害者の区分、配偶者の障害者の区分及び老人扶養親族、寡婦、寡夫など、年末調整では当然申告することが、申告されていないこともあるので注意が必要である。

5 おわりに

いままで元気に過ごしていたにもかかわらず、突然、さまざまな事情により障害者に該当してしまう場合もある。高齢者や障害者にとって留意すべき税について確認しておくべきであろう。

(右山研究グループ
税理士 中川 貞枝)